

介護報酬による評価内容

1. 入所者全員が等しく受けるサービス

① 夜間等の対応【詳細は別添2参照】

療養病床から転換した介護老人保健施設では、夜間等における日常的な医療処置を要する入所者が一定程度存在すると想定される。よって、入所者の医療ニーズに対応できるよう、夜間等における看護職員の継続的な配置が必要。

→ 夜間看護業務量や夜勤シフトから勘案した必要看護職員数を基に、療養病床から転換した介護老人保健施設における夜間等の必要看護職員配置数を設定し、評価する。

② 物品費

療養病床から転換した介護老人保健施設では、既存の介護老人保健施設と比較して医療ニーズも高まるため、医薬品費・医療材料費といった物品費が高額となる。

→ 療養病床から転換した介護老人保健施設において入所者の医療ニーズから勘案して必要となる物品費についても評価する。

<具体的な加算のイメージ>

- 次に掲げるような要件を満たした場合に、入所者の医療ニーズに応じた看護職員の加配や物品費のコスト上昇相当分について、施設サービス費に加えて評価してはどうか。

- ・ 看護職員により24時間看護体制を確保していること(※)

※ 小規模の施設については、一定の配慮が必要ではないか。

- ・ 定員規模に応じた配置基準を満たしていること

2. 入所者によりニーズが大きく異なるサービス

① 看取り

療養病床から転換した介護老人保健施設では、看取りを要する者が一定程度存在することから、入所者や家族の意向に沿った安らかな最期を迎えることができるようになることが必要である。

→ 医師、看護職員等による終末期における看取り体制を適正に評価する。

<具体的な加算のイメージ>

- 医師・看護職員等による終末期における看取り体制を評価してはどうか。
- 具体的には、次に掲げるような要件を満たした場合に、加算により評価してはどうか。
 - ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者に対するものであること
 - ・ 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに関する計画が作成されていること
 - ・ 医師、看護師、介護職員等が共同して、隨時、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながらターミナルケアが行われていること
 - ・ 入所者が入所施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合(※)
- ※ 療養病床から転換した介護老人保健施設は医療提供施設であることから、病院等の転院先で死亡した場合は評価しない。
- 評価については、現行の介護老人福祉施設の「看取り介護加算」と同様、看取りの期間に応じて評価することとしてはどうか。

② その他の項目

現在、介護療養型医療施設において、施設サービス費とは別に入所者の個別の医療ニーズに応じて評価している項目については、下記の項目を除き、引き続き評価することとしてはどうか。

- ・ リハビリテーションに関する事項(介護老人保健施設については、既に指定基準上、PT／OT 1名を必置としている。)
- ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者像にかんがみ、除外することが適當と考えられる事項(こうした施設に入所することが想定されていない医療区分3に関する項目等)